

議案第 10 号

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例（案）

（飯能都市計画飯能茜台地区地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部改正）

第 1 条 飯能都市計画飯能茜台地区地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例（平成 23 年条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項第 4 号中「第 26 条」を「第 27 条」に改める。

（飯能市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部改正）

第 2 条 飯能市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例（平成 24 年条例第 41 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 6 号中「第 21 条第 2 項第 1 号」を「第 22 条第 2 項第 1 号」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

令和 7 年 2 月 14 日提出

飯能市長 新 井 重 治

飯能都市計画飯能茜台地区地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例新旧対照表（第１条関係）

改正後	改正前
（建築物の容積率の最高限度） 第５条 省略 ２ 前項に規定する建築物の延べ面積には、次に掲げる床面積は算入しない。 （１）～（３） 省略 （４） 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成１８年法律第９１号）第１７条第３項の認定を受けた計画（同法第１８条第１項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）に係る特定建築物（同法第２条第１８号の特定建築物をいう。）の建築物特定施設（同法第２条第２０号の建築物特定施設をいう。以下同じ。）の床面積のうち、移動等円滑化（同法第２条第２号の移動等円滑化をいう。）の措置をとることにより通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなる場合における高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成１８年政令第３７９号）<u>第２７条</u>に定める部分の床面積	（建築物の容積率の最高限度） 第５条 省略 ２ 前項に規定する建築物の延べ面積には、次に掲げる床面積は算入しない。 （１）～（３） 省略 （４） 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成１８年法律第９１号）第１７条第３項の認定を受けた計画（同法第１８条第１項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）に係る特定建築物（同法第２条第１８号の特定建築物をいう。）の建築物特定施設（同法第２条第２０号の建築物特定施設をいう。以下同じ。）の床面積のうち、移動等円滑化（同法第２条第２号の移動等円滑化をいう。）の措置をとることにより通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなる場合における高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成１８年政令第３７９号）<u>第２６条</u>に定める部分の床面積

飯能市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例新旧対照表（第２条関係）

改正後	改正前
（園路及び広場） 第４条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成１８年政令第３７９号。以下「令」という。）第３条第１号に規定する園路及び広場を設ける場合は、そのうち１以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。 (1)～(5) 省略 (6) 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、令第１１条第２号に規定する点状ブロック等及び令第２２条第２項第１号に規定する線状ブロック等を適切に組み合わせて床面に敷設したもの（以下「視覚障害者誘導用ブロック」という。）その他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。 (7) 省略	（園路及び広場） 第４条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成１８年政令第３７９号。以下「令」という。）第３条第１号に規定する園路及び広場を設ける場合は、そのうち１以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。 (1)～(5) 省略 (6) 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、令第１１条第２号に規定する点状ブロック等及び令第２１条第２項第１号に規定する線状ブロック等を適切に組み合わせて床面に敷設したもの（以下「視覚障害者誘導用ブロック」という。）その他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。 (7) 省略

いて同じ。設けなければならない。ただし、当該階が直接地上へ通ずる出入口のある階（第十九条第一項第一号及び第二項第五号イにおいて「地上階」という。）であり、かつ、車椅子使用者用便所を一旦設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する位置にある場合その他の車椅子使用者が車椅子使用者用便所を利用する上で支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。

3 前項に定めるもののほか、第一項の規定により設ける便所のうち一以上には、高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便所を一以上（当該便所に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあつては、それぞれ一以上）設けなければならない。

第三十一条を第三十二条とし、第三十六条から第三十条までを一かすつ繰り下げる。

第二十五条第一項中「第十八条」を「第十九条」に、「次に」を「次の各号に」に改め、「第四号に」との下に、「同項第一号中「経路（当該利用居室が第十五条の劇場等の客席である場合にあつては当該客席の出入口と車椅子使用者用部分との間の経路（以下この項及び第二十三条において「車椅子使用者用経路」という。）を含み」とあるのは「経路（と）を加え、第十八条の」を「第十七条の」に、「第十六条各号」を「第十七条各号」に改め、同条第二項中「第十九条」を「第二十條」に改め、同条第三項中「第十八条」を「第十九条」に改め、同条を第二十六条とする。

第二十四条中「第二十二條」を「第二十三條」に改め、同条を第二十五条とする。

第二十三条中「第十四条まで、第十六条、第十七条第一項、第十八条第一項」を「第十三条まで、第十四条第一項、第十七条、第十八条第一項、第十九条第一項」に改め、同条を第二十四条とする。

第二十二条中「部分に限り」を「部分（第二号、第四号又は第六号の経路が二以上ある場合にあつては、いずれか一の経路に係る部分）に限り」に改め、同条第二号、第四号及び第六号中「二以上の経路」を「経路（当該利用居室が第十五条の劇場等の客席である場合にあつては、車椅子使用者用経路を含む）」に改め、同条を第二十三条とし、第二十一条を第二十二条とし、第二十条を第二十一条とし、第十九条を第二十条とする。

第十八条第一項中「次に」を「次の各号に」に改め、「それぞれ」を削り、「第二十五条第一項」を「第二十六条第一項」に改め、同項第一号中「直接地上へ通ずる出入口のある階（以下この条において「地上階」という。）」を「当該利用居室が第十五条の劇場等の客席である場合にあつては当該客席の出入口と車椅子使用者用部分との間の経路（以下この項及び第二十三条において「車椅子使用者用経路」という。）を含み、地上階」に、「あつては」を「あつては」に改め、同項第二号及び第三号中「経路」の下に「当該利用居室が第十五条の劇場等の客席である場合にあつては、車椅子使用者用経路を含む。」を加え、同条第二項第七号中「第十六条」を「第十七条」に改め、同条を第十九条とする。

第十七条第一項中「を設ける場合」を削り、「そのうち一以上に、」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める数以上の車椅子使用者用駐車施設（以下「車椅子使用者用駐車施設」という。）を一以上」を「をいう。以下同じ。」を「に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、当該駐車場が昇降機その他の機械装置により自動車に駐車させる構造のものであり、かつ、その出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に降乗することが可能な場所が一以上設けられている場合その他の車椅子使用者が駐車場を利用する上で支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。

一 当該駐車場に設ける駐車施設の数（当該駐車場を二以上設ける場合にあつては、当該駐車場に設ける駐車施設の総数。以下この号及び次号において同じ。）が二百以下の場合、当該駐車施設の数に百分の二を乗じて得た数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）

二 当該駐車場に設ける駐車施設の数（その数に二百を超える場合、当該駐車施設の数に百分の一を乗じて得た数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）に二を加えた数

第十七条を第十八条とし、第十六条を第十七条とし、第十五条を第十六条とし、第十四条の次に次の一条を加える。

（劇場等の客席）

第十五条 劇場等の客席には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める数以上の車椅子使用者用部分（車椅子の転回に支障がないことその他の車椅子使用者が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める基準に適合する場所をいう。第十九条第一項第一号において同じ。）を設けなければならない。

一 当該客席に設ける座席の数が四百以下の場合 二 当該座席の数が四百を超える場合、当該座席の数に二百分の一を乗じて得た数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）

附 則

（施行期日）

この政令は、令和七年六月一日から施行する。

（経過措置）

2 この政令による改正後の高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（以下この項において「新令」という。）第十四条第一項（新令第二十四条及び第二十五条の規定並びに新令第十八条第一項、第十九条第一項（第四号に係る部分を除く。）及び第二十三条（第二号、第四号及び第六号に係る部分に限る。）（これらの規定を新令第二十四条及び第二十五条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定は、この政令の施行の日以後に着手する建築（用途の変更をして特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第二十九条に規定する特別特定建築物をいい、同法第十四条第三項の条例で定める特定建築物を含む。以下この項において同じ。）にすることを含む。以下この項において同じ。）及び当該建築物をした特別特定建築物の維持については、なお従前の例による。

3 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成十九年政令第三百四号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「第二十八條」を「第二十九條」に改める。

国土交通大臣 齊藤 鉄夫
内閣総理大臣 岸田 文雄

参考

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

令和六年六月二十一日

内閣総理大臣 岸田 文雄

政令第二百二十一号

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第二十条、第十四条第一項及び第五十八条の規定に基づき、この政令を制定する。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成十八年政令第三百七十九号）の一部を次のように改正する。

第五条第一号中「第二十三条及び第二十五条第三項第一号」を「第二十四条及び第二十六条第三項第一号」に改める。

第六条中第十号を第十一号とし、第七号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の一号を加える。

七 劇場、観覧場、映画館若しくは演芸場又は集会場若しくは公会堂（第十五条において「劇場等」という。）の客席

第七条第二項第一号中「第二十六条」を「第二十七条」に改める。

第十条第一項中「第二十四条」を「第二十五条」に改め、同条第二項中「第二十五条」を「第二十六条」に、「第十九条」を「第二十条」に改める。

第十四条第一項中「を設ける場合には、そのうち一以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上）は、次に掲げる」を「は、これらの者が当該便所を利用する上で支障がないものとして国土交通大臣が定める配置の基準に従い、これらの者が利用する階（当該階においてこれらの者が利用する部分の床面積、当該部分の利用方法その他の事情を勘案して国土交通大臣が定める階を除く。）の階数に相当する数（床面積が一平方メートルを超える階がある場合にあっては、当該数に当該階の床面積に応じて国土交通大臣が定める数を加えた数）以上設ける」に改め、同項各号を削り、同条第二項中「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する男子用小便器のある便所を設ける場合には、そのうち一以上に」を「前二項に定めるもののほか、第一項の規定により設ける便所であつて男子用小便器を設けるもののうち一以上には」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項の規定により便所を設ける階においては、当該便所のうち一以上（当該階の床面積が一平方メートルを超える場合にあっては、当該床面積に応じて国土交通大臣が定める数以上）に、車椅子使用者用便所（車椅子を使用している者（以下「車椅子使用者」という。）が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める構造の便所をいう。以下同じ。）を一以上（当該車椅子使用者用便所に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれ一以上。以下この項にお